

会第146号
平成26年3月6日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察会計内部監査実施要領の制定について（通達）

会計内部監査については、「会計内部監査実施要領」（平成16年4月7日付け会第400号。以下「旧要領」という。）により運用しているところであるが、実情に合わせた運用とするため、新たに別添のとおり「岐阜県警察会計内部監査実施要領」を制定し、平成26年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

別 添

岐阜県警察会計内部監査実施要領

第1 目的

会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）に基づき実施する岐阜県警察が行う会計内部監査（以下「会計内部監査」という。）に関し必要な事項を定め、もって適正な会計経理の保持と会計業務に関係する職員の事務能力の向上を図ることを目的とする。

第2 会計内部監査実施計画

- 1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、会計内部監査を行うための計画（以下「会計内部監査実施計画」という。）を作成するものとする。
- 2 会計内部監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 会計内部監査の重点項目
 - (2) 会計内部監査の対象部署
 - (3) 会計内部監査の時期

第3 会計内部監査の実施

- 1 本部長は、会計内部監査実施計画に従い、各所属の会計事務全般を対象に毎年度会計内部監査を行うものとする。
- 2 1に規定するもののほか、本部長は警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度速やかに会計内部監査を行うものとする。

第4 会計内部監査責任者

- 1 会計内部監査責任者は、本部長又は本部長が指名する職員をもって充てる。
- 2 会計内部監査責任者は、監査補助者を指名し、監査の補助に当たらせることができる。

第5 説明の要求等

会計内部監査責任者は、会計内部監査を実施するため必要があるときは、次の措置を執ることができるものとする。

- (1) 受監所属の長に、説明又は資料の提出を求めること。
- (2) 受監所属の職員を、指定する日時及び場所に招致し、説明又は資料の提出を求めること。
- (3) 受監所属の職員に対して必要な調査を指示すること。

第6 会計内部監査実施上の留意事項

会計内部監査責任者及び監査補助者は、会計内部監査を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 保秘を徹底すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう配慮すること。

第7 実施結果に基づく措置

- 1 会計内部監査責任者は、会計内部監査の結果について速やかに会計内部監査実施結果報告書（別記様式1）により本部長に報告するものとし、本部長は、是正又は改善を要する事項等について会計内部監査結果指示書（別記様式2）により受監所属の長に指示するものとする。
- 2 受監所属の長は、是正又は改善を要する事項があった場合は速やかに適切な措置を講ずるとともに、その結果を指示事項措置結果報告書（別記様式3）により本部長に報告しなければならない。

第8 実施状況の報告

- 1 本部長は、3月末までに、会計内部監査の実施状況を取りまとめ、公安委員会に報告するものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、本部長は特に必要があるときは、速やかに会計内部監査の実施状況を公安委員会に報告するものとする。

第9 その他

会計内部監査の実施に当たり必要な事項は、別途指示するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式 1

分類記号	—	—	—
保存期間	年	年	月 日まで

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

会計内部監査責任者
職・氏名

会計内部監査実施結果報告書

所 属 名	
実施年月日	年 月 日
是正又は 改善を要 する事項	

別記様式2

分類記号	—	—	—
保存期間	年	年	月 日まで

会第 号
年 月 日

殿

岐阜県警察本部長

会計内部監査結果指示書

監査年月日	年 月 日
是正又は改善を要する事項	

別記様式3

分類記号	—	—	—
保存期間	年	年	月 日まで

第 号
年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

長

指示事項措置結果報告書

1 是正又は改善を要する事項
2 処理てん末事項